

東地申44号
5月17日開催

「東京総合車両センター業務委託拡大について」の申し入れ その①

【共通】 1. 施策の目的と根拠を作業ごとに具体的に明らかにすること。

【ユニットブレーキ】 2. 工程に遅れが生じた場合も委託会社で完結すること。

会社回答

エルダー社員の技術力・ノウハウを活かせる仕事の場を拡大し、技術力・ノウハウを後進へ確実に継承し育成していくこと等を目的に業務委託を実施する。

委託作業についてはグループ会社にて実施することとなる。

主な議論

(組合) 各作業について何故委託対象としたのか明らかにすること。また、ユニットブレーキについては一度委託し本体に戻した経緯があるが今回委託した根拠を明らかにすること。また、ユニットブレーキは3K作業であり、エルダー社員の働く場としてふさわしくない。工程に支障がでる可能性があるが、会社の認識を明らかにすること。

(会社) 退職者数が多く技術が成熟されている作業内容について委託することとした。ユニットブレーキについては、効率性や技術継承の観点から本体へ戻したが、それらの課題が解消したため再度委託できると判断した。工程への懸念はあるが、多能化を含めて委託先の中で対応することとなる。

(組合) 退職者が多いという理由で委託をするべきではない。本体に技術を残せるようにすること。また、エルダー本体勤務の制度を活用すること。

(会社) JR本体に残すべき技術はあるため、退職者に合わせてすべてを委託するという訳ではない。また、エルダー本体雇用についても残ってもらう対象者がいれば本体で雇用する。

JR本体に残すべき車両検修業務の技術・技能とは何なのか？議論を深めていこう！！

2. 委託後における要員体制を作業ごとに明らかにすること。

会社回答

委託後の作業体制はグループ会社で決定することとなるが、委託時点では現状の作業体制で委託する考えである。

主な議論

(組合) 車体科車体検修作業の1班の要員を示すこと。また、IMSについてTK内で議論できるようにすること。

(会社) E班が現在13名であるため、13名が適切だと考えている。IMSについてはTKで議論する。

3. 出向は原則3年以内とし、復帰は元職場とすること。

会社回答

異動については、就業規則に則り取り扱うこととなる。なお、出向期間については、「労働条件に関する協約」に則り取り扱っていく。

労働協約に則り取り扱うことを確認！

主な議論

(会社) 今回出向する人は全て57歳以上の社員である。

4. JR本体と委託会社との機械設備や工具のすみ分けと管理を徹底すること。

会社回答

機械設備や工具の管理分担については、グループ会社と整理していく。

主な議論

(組合) 具体的に明らかにすること。

(会社) 工具については有償譲渡し、機械設備等はJRで管理し、有償で貸与する。車体科で使用している共用の工具については、確認し、明確にしていく。

5. 材料の管理と受け払い方法を明確にすること。

会社回答

基本的に当社からの支給材料となり、受領書により受け払いの記録及び確認を行う。

主な議論

(会社) 材料の受け払いは対面で行なうことが基本である。確認！

その②へ続く！

東地申44号
5月17日開催

「東京総合車両センター業務委託拡大について」の申し入れ その②

6. 委託後もJR本体で技術・技能継承できる体制とすること。

会社回答

品質管理、不具合原因の究明といった技術力は確保しながら、新たに技術の導入に取り組む考えである。

主な議論

(組合) 委託によって技術・技能継承する場がなくなるがどのように本体に技術・技能を残すのか明らかにすること。

(会社) 空制部品については全て委託のために場がなくなるが、JRは品質管理を行っていく。検修作業はグループ会社の中で技術継承されると考えている。

(組合) 委託によって車両品質が低下しないよう、グループ会社へ指導すること。

(会社) 了解。

7. 施策実施に伴い、エルダー組合員が意欲を持って働けるよう労働環境を整備すること。

会社回答

グループ会社と連携し、必要な設備は整備していく考えである。

主な議論

(組合) ユニットブレーキにおけるKKSの詰所を整備すること。

(会社) 洗濯機など設置し、休憩できるスペースをきちんと整備していく考えである。

確認!

8. 施策実施以降、問題が発生した場合は、地本一支社間で議論を行うこと。

会社回答

具体的な提起があれば、「労使間の取り扱いに関する協約（平成27年10月1日締結）に則り取り扱う考えである。

労働協約に則り取り扱うことを確認!

【車体検修】1. 動力車等の管理方法を明確にすること。

会社回答

必要な動力車は貸出し、常時貸出する動力車を指定する。

主な議論

(組合) 必要な動力車とは何か明らかにし、カメについては不具合が多い為交換すること。

(会社) カメや高所作業車である。また、不具合については承知している。

2. 検修不良が発生した際の対応方法を明確にすること。

会社回答

検修不良が発生した場合は、車体科の監督員を経由しグループ会社の作業責任者へ連絡・指示を行うこととなる。

主な議論

(会社) 落成検査⇒車体科⇒作業責任者へと指示連絡体制をとっていく。

(組合) 現状、検査が指示しながら作業を行っているがどのように指示していくのか明らかにすること。

(会社) やり取りについては指示ではないため偽装請負ではないという認識である。違う作業を指示することは作業指示にあたるので、監督員・作業責任者を通して指示することを徹底していく。

3. E班への教育が不十分な場合は実施時期を延期すること。

会社回答

委託実施日までに必要な教育は実施していく。

主な議論

(会社) プロパーについては、本体でも教育に1年以上かかるため本体並みの教育期間が必要だと認識している。

【ユニットブレーキ検修】1. これまでのIMSの成果と課題を示し、委託後の考え方を示すこと。

会社回答

IMSの成果によりユニットブレーキ検修作業については、適正な要員で効率的に作業を行っている。なお、委託後においても継続的に改善を図ることに変わりはない。

3. レイアウトについて、移転に向けて取り組んできているが、委託後にどのようになるのか明らかにすること。

会社回答

委託後も、導線を考慮した作業場のレイアウト変更に向けて取り組みを継続する。

業務委託後も団体交渉で確認されたことが守られているのか検証運動を行っていきましょう!!